4　電波利用料（注８）

①　電波利用料の前納（注９）

電波利用料の前納の申出の有無	□有　　□無
電波利用料の前納に係る期間	□無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第２項に規定する無線局を除く。）。 □その他（　　年）

②　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）(注10)

□１の欄と同一のため記載を省略します。

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒（　―　）
部署名	フリガナ

5　申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注１　施行規則第51条の15第１項第１号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

２　収入印紙については、次によること。

⑴　複数の無線局を申請する場合は、３①の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を３⑥の欄に記載すること。

（記載例）　10W　１局×6,700円
　　１W　１局×3,550円
　　合　計　10,250円

⑵　第８条の２の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。

⑶　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。

３　該当する□にレ印を付けること。